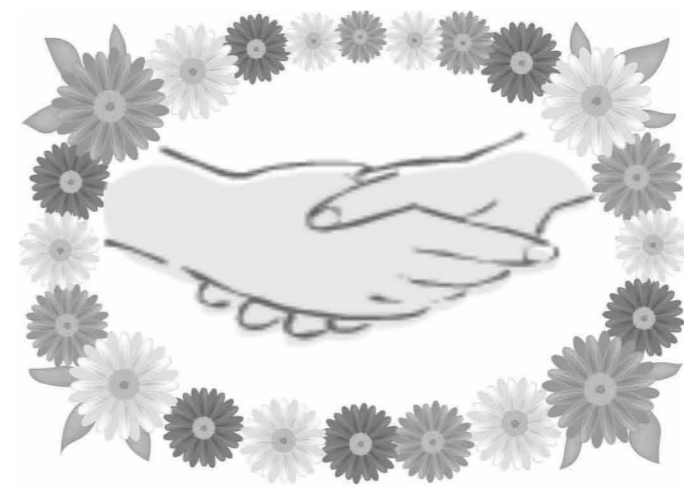


**段階別
不登校対応ハンドブック（改訂版）**



段階別
不登校対応ハンドブック（改訂版）

令和4年3月発行
徳島県教育委員会人権教育課
電話 088-621-3138

令和4年3月

徳島県教育委員会

はじめに

平成24年度に作成された「段階別 不登校対応ハンドブック」は、今もなお、学校現場において不登校児童生徒への個に応じた支援として活用されています。不登校は誰にでも起こり得るとの視点から、ただ待つのみではなく、正しい評価・分析に基づく適切な働きかけや関わりが必要となり、不登校というだけで問題行動として受け取らないよう配慮することも重要となっています。

文部科学省の調査結果によると、近年、小・中学校の在籍児童生徒数が減少しているにもかかわらず、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、本県においても同様の傾向がうかがえます。また、最近では「新たな不登校の要因」として、ジェンダーやセクシュアリティの悩みを抱えた児童生徒、ネット依存やゲーム障害に悩みを抱えた児童生徒、不登校の背景に見え隠れする虐待や貧困、ヤングケアラー等の諸課題がクローズアップされています。

徳島県教育委員会では、令和元年度に不登校の未然防止や適切な初期対応を行うために「不登校対策リーフレット」を作成し、公立学校全教職員へ配付しました。また、今回の「段階別 不登校対応ハンドブック（改訂版）」は、教職員の皆さんが活用しやすいように「Q & A」を盛り込んだ内容に改訂しました。この二つを不登校対策の一助として、日頃の学校における実践や研修等で御活用ください。

教育に関する専門性を教職員一人一人が共通の基盤として持ちつつ、「チーム学校」として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を図り、校内における生徒指導体制を充実させ、すべての児童生徒にとって、学校がよい居場所となることが大切です。児童生徒や保護者とのよい関係性を丁寧に構築する中で、児童生徒自身が社会とのつながりを形成し、主体的に歩み出せるための援助を行っていくことが求められています。

目 次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 1 不登校の児童生徒と出会ったら | 1 |
| (1) 「関わりつつ待つ」姿勢で | |
| (2) ケースに応じた支援をしよう | |
| (3) 学級担任としての関わり方 | |
| (4) 情報収集の視点 | |
| 2 不登校の各段階とその対応 | 3 |
| (1) 不登校の段階チェックリスト | |
| (2) 段階別の対応のヒント | |
| (3) 全期を通しての対応のヒント | |
| 3 不登校の児童生徒・保護者との基本的な関わり方 | 6 |
| (1) 本人との関わり方のポイント | |
| (2) 保護者との関わり方のポイント | |
| 4 不登校の児童生徒への家庭訪問 | 7 |
| (1) 家庭訪問の仕方 | |
| (2) 家庭訪問を受け入れてもらえない場合 | |
| 5 再登校に向けて | 8 |
| (1) 再登校準備 | |
| (2) 再登校段階 | |
| 6 自立に向けて | 9 |
| 7 Q & A | 10 |
| <先生方へのメッセージ> | 15 |
| <参考資料> | 16 |
| 1 不登校の解決に向けて－観察ポイントとチェックリスト－ | 17 |
| ○ 「不登校の兆し発見」チェックシート | 18 |
| ○ 「きみのこと おしえて」「君のこと教えて」シート | 20 |
| 2 教育相談の総合的なプラットフォーム | 24 |
| 3 専門家との連携・協働による学校支援 | 25 |
| 4 徳島県内の相談機関 | 26 |
| <参考文献> | 30 |

1 不登校の児童生徒と出会ったら

不登校の児童生徒と出会ったら、「関わりつつ待つ」姿勢で、ケースに応じた支援を行うことが大切です。また、学級担任としての関わり方や、情報収集の視点についても記載していますので、参考にしてください。

(1) 「関わりつつ待つ」姿勢で Q-1(P.10)

教職員や保護者からの問いとして多いのが、「いつ登校を働きかければいいのでしょうか」「このまま待っていていいのでしょうか」というものです。今が「待つ」時期なのか、あるいは「登校を促す」時期なのか、ある程度の判断ができれば教職員も保護者も安心して児童生徒と関わるすることができます。

「待つ」ことについては、「待つ」のが悪いのではなく、「関わりつつ待つ」、つまり、「(本人や保護者と)関わりつつ(登校するのを)待つ」ことが大事なのです。本人と会えない場合は、保護者と関わることです。保護者と関わることで、児童生徒は動き出します。

養護教諭や管理職に関わってもらうこともよい方法です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携協働することも大切です。特別支援教育コーディネーターや教育相談コーディネーターにも相談し、専門機関等につなぐことも考慮しましょう。

(2) ケースに応じた支援をしよう Q-2(P.10)

ア 教育的な支援が必要なケース

- ・学習と対人関係でのつまずきや挫折経験があるケース
→教職員の専門性を生かした対応をするとともに、特別支援教育巡回相談員、医療機関、相談機関につなぐ。

イ 心理的な支援が必要なケース

- ・児童生徒自身が敏感すぎる心や強い不安を持っていて、集団生活になじみにくくなるケース、思春期の特性により、自己への不安や反発から急に葛藤状態になるケース
→スクールカウンセラー、医療機関、相談機関につなぐ。

ウ 福祉的な支援が必要なケース

- ・家族の問題や経済状態などにより家庭生活そのものが成り立たないために不登校になるケース
→スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、福祉事務所、こども女性相談センター（児童相談所）、相談機関につなぐ。

エ 上の3つの複合タイプ

- ・最もとりかかりやすいところから、対応する。

(3) 学級担任としての関わり方

学校において、児童生徒は学級で多くの時間を過ごすことから、学級担任の果たす役割は大きいです。教職員が丁寧に児童生徒や保護者に関わり、コミュニケーションを図ることで、児童生徒を理解していくことができます。

次に学級担任としての関わり方について述べていきます。


ア 児童生徒や家族のことに、情報収集しよう【参照：(4) 情報収集の視点】

- ・うまくいかなかった対応はやめて、うまくいった対応を繰り返す。

イ 丁寧な学級経営をしよう Q-3(P.11)

- ・いつ登校しても居場所のある学級づくり。
- ・安心と安全がキーワード。
- ・人間関係づくりやソーシャルスキルトレーニング等を計画的に複数回実施する。


ウ 学年・学校全体で関わろう

- ・共通理解を持つための時間をとる。  Q-4(P.12)
- ・学級担任一人が抱え込んでしまうことのないように、学年主任や管理職に相談する。
- ・教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する。

エ 特別な支援が必要かもしれないという視点を持つ Q-5(P.12)

- ・特別支援教育コーディネーターとも連携する。
- ・特別支援教育のチェックリストも活用する。

(4) 情報収集の視点 Q-6(P.12)

前学年の学級担任や養護教諭、生徒指導担当や部活動顧問等からも情報を集めるとともに、可能ならば、保護者や家族、本人からも次のような観点を参考にし、情報収集しましょう。加えて、新たな要因にも目を向け、その知識を身に付けるとともに、理解しておくことが重要です。  Q-7(P.13)

ア 本人の状況

- ・これまでの状況（学校に行きにくくなってから現在に至る状況等）
- ・これまでの学校の対応（主として関わってきた人、体制、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等）
- ・これまでの家庭での様子（家での過ごし方、食欲、睡眠、体調等）
- ・これまでの学校生活での様子（学級、保健室、部活動等）
- ・本人のこと（好き嫌い、趣味、得意なこと、学習、困っていること、疾病等）
- ・友人関係（学級、部活動、近所等）
- ・いじめの有無

イ 家庭の状況

- ・家族のこと（家族関係、家族の病気・死亡、転居、転校、単身赴任、離婚、多忙な親等）
- ・経済状態
- ・虐待の有無

触れてはいけないこと、触れてもよいことをしっかりと把握して、情報収集するとともに、守秘義務を守ることも大切です。

2 不登校の各段階とその対応

不登校の児童生徒と適切な関わりをしていくためには、現在の状態を見立てることが大切です。初期・中期・後期・再登校準備期のどの段階にあるかを見立てるために「不登校の段階チェックリスト」を活用してください。また、段階別及び全期を通しての対応のヒントも記載していますので、参考にしてください。

(1) 不登校の段階チェックリスト

実施年度：() 年度

該当児童生徒：() 年 () 組 氏名 ()

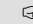
チェック実施者氏名：担任 ()・その他 ()

○が多いところが該当する段階です。保護者からの情報も得ながら、チェックしましょう。

| ○：あてはまる △：どちらともいえない ×：あてはまらない | | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 備 考 |
|-------------------------------------|-----------------------|----|----|----|----|-----|
| | | / | / | / | / | |
| 初 期 | ア 頭痛・腹痛・吐き気等を訴える | | | | | |
| | イ 生活リズムが乱れ始める | | | | | |
| | ウ 攻撃的な言葉等が見られる | | | | | |
| | エ 強迫症状がある（手洗い、確認など） | | | | | |
| | オ 親子・家族の会話が減る | | | | | |
| | カ 学校関係の話を嫌がる | | | | | |
| | キ 担任等に会えなくなる | | | | | |
| | ク 人目を気にして外出を嫌がる | | | | | |
| 中 期 | ア 繰り返し不安な気持ちを訴える | | | | | |
| | イ 昼夜逆転等、生活リズムが乱れる | | | | | |
| | ウ 攻撃的な行為が見られる | | | | | |
| | エ 部屋にこもる | | | | | |
| | オ 親子・家族関係がうまくいっていない | | | | | |
| | カ 学校的话题を激しく拒否する | | | | | |
| | キ 気力が著しく衰える | | | | | |
| | ク 友人や親戚などにも会わない | | | | | |
| 後 期 | ア 笑顔が見られるようになる | | | | | |
| | イ 散髪をしたり、部屋を片付けたりする | | | | | |
| | ウ 勉強やスポーツなどを少し始める | | | | | |
| | エ 自室から出て、家族と交流し始める | | | | | |
| | オ 親子・家族で雑談をするようになる | | | | | |
| | カ 好きなことなら外出できるようになる | | | | | |
| | キ 担任等に会えるようになる | | | | | |
| | ク 友人や親戚に会えるようになる | | | | | |
| 再 登 校 準 備 期 | ア 表情が豊かになる | | | | | |
| | イ 生活リズムが整い始める | | | | | |
| | ウ 自分の気持ちや考えを話し始める | | | | | |
| | エ 他者と関わるのが少しできるようになる | | | | | |
| | オ 家族関係が良好になる | | | | | |
| | カ 適応指導教室や相談センターに通い始める | | | | | |
| | キ 勉強やスポーツなどを始める | | | | | |
| | ク 登校や進学に向けて動き出そうとする | | | | | |

(2) 段階別の対応のヒント

不登校の段階チェックリストを実施したら、次のヒントを参考にして段階に応じた対応をしていきましょう。



| | 担任等教職員の対応のヒント | 保護者や家族の対応のヒント |
|--------|--|--|
| 初期 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に家庭訪問しよう。 ・[参照：4 不登校の児童生徒への家庭訪問(P.7)] ・保護者も辛い時期なので支えが必要となる。話し相手になろう。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談機関等との連携を図る。 ・身体症状（頭痛や腹痛等）が長引くときは医療機関を勧める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・昼夜逆転の兆しが見え始めたら、「いったん起きようね」と伝え、生活のリズムを整える。 ・攻撃的な言葉は不安が高まっているサインととらえる。 ・強迫症状は、「そうすると落ち着くんだね」と伝え、見守り、長引くようなら医療機関に相談する。 |
| 中期 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や本人の意向を考慮しつつ、家庭訪問を行う。 ・生活リズムを整えるように伝える。 ・引き続き保護者を支える。 ・本人の状態により、医療機関や関係機関等の利用を勧める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・無理に連れ出したり、何かをさせようとしたりしない。 ・不安や攻撃が治まらない場合は、医療機関や関係機関等に保護者だけでも相談する。 |
| 後期 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問では、本人が望めば、本人と会う。 ・学習や学校生活への適応を促すような情報を提供する。 ・本人の意向を確かめ、友人に遊びに行ってもらおう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの好きなことや関心のあることに誘ってみる。 ・再登校に向けて、安心感が得られるような具体的な状況について話し合う。 ・再登校への後押しとなるような子どもの思いや様子を担任に伝える。 |
| 再登校準備期 | <ul style="list-style-type: none"> ・学級の様子等をさりげなく伝える。  Q-8(P.14) ・放課後等の登校を勧めてみる。 ・再登校に向けて、校内で綿密な計画を立てておく。 [参照：5 再登校に向けて(P.8)] | <ul style="list-style-type: none"> ・再登校の兆しが見えたら、子どもの様子について担任と連携しつつ、登校の準備を進める。 |

(3) 全期を通しての対応のヒント

全期を通して、心がけたいことは次の3点です。

- ☆ うまくいった対応を繰り返す
- ☆ うまくいかなかった対応はやめる
- ☆ 新たにしてみようと思うことは小出しにして試す

ア 担任としては

- ・ 本人と仲よくなること。
(これまでに得た情報から、本人との会話が盛り上がるような話題を探ろう。)
- ・ 保護者と信頼関係をつくること。
- ・ 学級づくりをしていくこと。  Q-3(P.11)
(再登校に向けて学級の人間関係づくりをしよう。)
- ・ 学習について支援していくこと。
(学習の遅れが再登校へのハードルを上げる場合もあるので、本人の状況に応じた学習支援を考えよう。GIGAスクール構想で整備された1人1台端末による活用もひとつの手段となります。)  Q-9(P.14)

イ 保護者へのアドバイスとしては

- ・ 保護者自身の心の安定を図ること。
- ・ 子どもを受け入れること。
- ・ 子どもとの雑談を心がけること。
- ・ キャッチボール、散歩等、少し汗ばむ程度の運動を子どもと一緒にすること。
- ・ 子どもが安心して過ごせる環境をつくること。
(食事の配慮、清潔な寝具、温かい雰囲気など)

3 不登校の児童生徒・保護者との基本的な関わり方

本人・保護者との関わり方のポイントは次のとおりです。

(1) 本人との関わり方のポイント

児童生徒は解決するための力を持っていると信じて関わっていくことが大切です。

ア 信頼関係を築いていこう

- ・ 普段のさりげない言葉がけを大切にす。
- ・ 本人の思いをじっくり聴き、感情に寄り添う。
- ・ 雑談のできる関係をつくっていく。

イ 本人についての理解を深めよう

- ・ 本人の話を聴くことから情報を収集する。
- ・ 会話の合間にうなずきや相槌を入れて、話しやすい状況をつくる。
- ・ 聴いた話を繰り返して、話の内容を確認していく。

ウ 解決の方向を探ろう

- ・ 解決したらどうなっていたいのかについて会話をする。
- ・ 解決に向けての一步として、小さなことで実践できることについて会話をする。
- ・ たとえうまくいなくても、解決の道筋においては貴重な体験であると伝える。

(2) 保護者との関わり方のポイント

保護者と信頼関係を築くことが、不登校の解決につながります。

ア 普段から人間関係をつくっておこう

- ・ あいさつをしよう。
あいさつをきっかけとして、保護者との関わりを深めよう。
- ・ 保護者の思いに寄り添おう。
子どもの不登校に責任を感じている場合や育てにくい子どもである場合、
家族が他に悩みを抱えている場合等も考慮する。

イ 安心できる会話を心がけよう

- ・ 子どもがよくなっていることは必ず伝える。
子どもをよく見て、小さなよい変化を見逃さない。
- ・ 元気になるような話題を見つける。
- ・ できていることを認める。
- ・ 将来に向けた具体的な目標について共通理解を持つ。
子どもの状態に応じた小さな目標について話し合う。

ウ 専門家につなごう【参照：〈参考資料 2～4〉(P.24～P.29)】

- ・ 様々な専門機関と連携することで解決に結びつくことを伝えていく。
- ・ 今後も専門家と連携して学校が関わっていくことを伝える。

4 不登校の児童生徒への家庭訪問


不登校の児童生徒や保護者に学校の取組を理解してもらい、よき協力者・支援者として、信頼関係を築くことが家庭訪問のねらいです。

(1) 家庭訪問の仕方

不登校の本人も保護者も、学校に行けない自分やわが子に否定的な気持ちを抱いて元気をなくしている状況です。そのようなとき、人に会うことは大きなエネルギーが必要で、私たち教職員は、計画的に安心感が与えられる落ち着いた姿勢で対応することが重要です。

- ア 保護者に希望を聞き、訪問曜日、時間、頻度（1～2週間に1度程度）等を相談して決める。
- イ 決めている日以外の訪問の場合は、必ず保護者に連絡をとって承諾を得てから訪問する。
- ウ 訪問時間は、しばらくは連絡と配布物を渡すぐらいの短時間（5分程度）で行う。
- エ 本人の状態や本人との関係性を考慮して、徐々に訪問時間を増やす。
- オ 本人が好きなことに教職員自身も興味を持ち、つながれる部分を見つけるようにする。
- カ マイナス面には触れず、プラス面のことのみ会話する。
- キ 少しでもよくなっていることを必ず伝える。
- ク 本人と会えなくても保護者と会い、信頼関係をつくっていく。保護者と親しく話ができる場合でも、長居をして本人に不安を持たせることにならないように配慮する。
- ケ 保護者の苦勞に寄り添った会話をする。
- コ さりげなく家庭の状況を把握する。
- サ 本人と会えていない場合は、本人の状態により保護者から会うことを勧めてもらう。

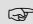
(2) 家庭訪問を受け入れてもらえない場合

様々な理由で、家庭訪問を受け入れてもらえない場合についても、学校とのつながりを切らないように工夫することが大切です。また、直接訪問することの大切さを理解した上で、補助的な視点から1人1台端末を活用することもひとつの方法です。  Q-9 (P.14)

- ア 担任による家庭訪問を受け入れてもらえない場合には、管理職を含めて対応策を検討して専門機関（こども女性相談センターや福祉事務所等）とも連携を図っていく必要がある。
- イ 不登校が長期化しているにもかかわらず、電話も家庭訪問も拒否する場合は虐待の可能性も考えた対応が必要となる。

5 再登校に向けて


再登校に向けて特に注意するポイントです。

- ☆ 本人の緊張感や不安感を理解する
- ☆ 焦らない  Q-10(P.14)
- ☆ 関わりながら見守る
- ☆ 保護者と連携する
- ☆ 学校全体で組織的に対応する
- ☆ 学校と専門家等が連携して対応する

(1) 再登校準備

教室復帰に向け、段階的に支援することが大切です。本人・保護者の要望を聞き、本人に配慮した学級・学校の環境づくりに努めましょう。

ア 本人へのきめ細かな対応


- ・ 学校的话题を少しずつ増やす。嫌そうならすぐに話題を変える。
- ・ 学習の遅れがある場合、学習プリント等を届け個別に教える。
- ・ 本人と話し合い、無理のない達成可能なステップを設定する。
- ・ 部活動や放課後など、行けそうな場所や機会を提案する。
- ・ 登校する服装に着替えるなど、できるところまで取り組めるように励ます。
- ・ 登校については、本人の要望を尊重し、話し合っ決めて。本人が言いにくい場合は、保護者の協力を得る。(登校する時刻、学校で過ごす時間、誰と登校するか、どの教室に行くか、どこから校舎に入るか、友達の迎えはいるか等)
- ・ 1人1台端末の活用も検討し、本人とのつながりを絶やさないことが大切である。  Q-9(P.14)

イ 学級・学校での環境づくり


- ・ 級友から手紙を書いてもらったり、学級の様子を知らせたりする。
- ・ 学級全体へ温かく接するように働きかける。「どうして休んだのか？」など、負担となる言葉がけはしないように話しておく。
- ・ 教室での座席位置は、本人の意見を聴き、配慮する。

(2) 再登校段階

ア 再登校段階での支援

- ・担任等の一部の教職員だけでなく、全教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の共通理解のもと支援していく。
- ・登校しても教室へ入れない場合は、本人の最も安心していただける場所で、つながりのある教職員が対応する。
- ・本人が安全・安心を感じられるような学級・学校の環境づくりに努める。
- ・予定を変更するときは、保護者と相談し連携を図る。
- ・別室（保健室、相談室、図書室等）での対応も検討する。
- ・1人1台端末の活用についても検討する。  Q-9 (P.14)

イ 本人に対しての配慮

- ・できるところからゆっくり取り組めるように声をかけ、再登校できたことを認める。
- ・調子がよさそうだからもう少しと欲張らない。
- ・本人の不安な気持ちを受けとめ、緊張を和らげるような配慮をする。
- ・休んでいた間の学習の遅れを取り戻すために、必要に応じて課題を用意するなど可能な範囲で配慮する。
- ・1人1台端末の活用についても検討する。児童生徒の心をサポートする補助的ツールとしても期待がもてる。  Q-9 (P.14)

6 自立に向けて

これまで学校教育においては、学習機会と学力の保障のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人の安全・安心につながるができる居場所としての福祉的な役割を担ってきました。

文部科学省は、令和元年10月25日に通知した「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中で、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことが重要であるとまとめています。学校等において、不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すことや、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること、教職員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること等、その取組を充実させることが必要であるとしています。また、本人の希望を尊重した上で、個々の状況に応じて、教育支援センター（適応指導教室）やICTを活用した学習支援などを活用し、多様な教育機会を確保することも重要となりました。

徳島県教育委員会では、心理・福祉・法律の専門家による教育相談及び支援体制の充実や、適応指導教室の機能強化を推進するための連絡協議会を開催するなどし、よりよい支援の在り方について協議を深めています。

今後も、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働きかけを行っていきましょう。

7 Q & A

Q-1

不登校の児童生徒に出会ったときの「関わりつつ待つ姿勢」とは、どのようなことなのか教えてください。

A-1

文部科学省の「生徒指導提要（平成22年3月）」には、「ただ『待つ』のみではなく、不登校の児童生徒がどのような状態にありどのような援助を必要としているのか、その都度見極めを行った上で、適切な働きかけや関わりを持つことが必要です。（中略）その際に大切なのは、児童生徒や保護者と学校との関係を丁寧に構築しつつ、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための援助を行うという視点です。」としています。

また、文部科学省は「不登校への対応について（Q & A）」パンフレット（平成15年3月）において、「どのような不登校であってもすべて、登校を促す、あるいは促さない等の画一的な対応はよくありません。また、直接的に登校を促せない状況にある場合であっても、あきらめずに児童生徒と関わりを持つ姿勢を持つことが必要です。」と指摘しています。

教職員は、このような姿勢を決して忘れてはなりません。

Q-2

不登校の児童生徒に出会ったときの、ケースに応じた対応を教えてください。また、専門家等と連携する上で大切なことは、どのようなことですか。

A-2

- (1) スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家を交えたケース会議が有効です。徳島県教育委員会では、この2つの専門家にスクールロイヤー（SL）を加えた、専門家との協働による対応について、「3 S 連携活動事例集」を作成していますので、参考にしてください。



3 S 連携活動事例集

- (2) 不登校における要因は、多様で複雑に絡み合っている状態が多く、学校だけでは対応しきれない諸課題に対して、専門家等との連携協働による対応が求められています。文部科学省は、生徒指導提要のなかで「『連携』とは何か問題があった場合に『対応のすべてを相手に委ねてしまうこと』ではありません。学校で『できること』『できないこと』を見極め、学校にできない点を外部の専門機関などに援助をしてもらうことが連携なのです。」としています。

Q-3

学級経営を行う上で、有効な手法があれば紹介してください。

A-3

文部科学省の「生徒指導提要」には、教育相談でも活用できる手法等を次のとおり紹介しています。教育相談に必要な人間関係を構築するのみならず、学級経営における生徒指導の取組としても有効な手法であり、その実施にあたっては、各教育活動の特質を考慮して、授業の中で実施したり、授業以外の活動として実施したりするなどの工夫が求められます。また、徳島県教育委員会においては、「ポジティブな行動支援」について推進していますので、参考にしてください。



ポジティブな行動支援

教育相談でも活用できる手法等

| | |
|--------------------|--|
| グループ エンカウンター | 「エンカウンター」とは「出会う」という意味です。グループ体験を通しながら他者に出会い、自分に出会います。人間関係作りや相互理解、協力して問題解決する力などが育成されます。集団の持つプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。学級作りや保護者会などに活用できます。 |
| ピア・サポート 活動 | 「ピア」とは児童生徒「同士」という意味です。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラムです。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねます。 |
| ソーシャルスキル トレーニング | 様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法です。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となります。 障がいのない児童生徒だけでなく発達障がいのある児童生徒の社会性獲得にも活用されます。 |
| アサーション トレーニング | 「主張訓練」と訳されます。対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニングです。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者との関わりをより円滑にする社会的行動の獲得をめざします。 |
| アンガー マネジメント | 自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法です。「きれる」行動に対して「きれる前の身体感覚に焦点を当てる」「身体感覚を外在化しコントロールの対象とする」「感情のコントロールについて会話する」などの段階を踏んで怒りなどの否定的感情をコントロール可能な形に変えます。 また、呼吸法、動作法などリラックスする方法を学ぶやり方もあります。 |
| ストレス マネジメント教育 | 様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法です。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習します。危機対応などによく活用されます。 |

| | |
|------------------|--|
| ライフスキル トレーニング | 自分の身体や心、命を守り、健康に生きるためのトレーニングです。「セルフエスティーム（自尊心）の維持」「意思決定スキル」「自己主張コミュニケーション」「目標設定スキル」などの獲得をめざします。 喫煙、飲酒、薬物、性などの課題に対処する方法です。 |
| キャリア カウンセリング | 職業生活に焦点を当て、自己理解を図り、将来の生き方を考え、自分の目標に必要な力の育て方や、職業的目標の意味について明確になるようカウンセリング的方法で関わります。 |

（「生徒指導提要」文部科学省(平成22年3月)）

Q-4

「共通理解を持つための時間をとる」とは、どのようなことを想定していますか。

A-4

一般的に行われるフォーマルな会議ではなく、例えば1日5分くらいのミニケース会議のことを指しています。

Q-5

特別な支援が必要かもしれない児童生徒に関わるときの視点として、必要なことは、どのようなことですか。

A-5

徳島県立総合教育センターのホームページでは、「通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする子どものチェックシート」など、特別な支援を必要とする児童生徒の指導や支援に関する資料を掲載していますので、参考にしてください。



特別支援教育に関する資料

Q-6

情報収集において大切なことは、どのようなことですか。

A-6

これまでも各学校においては、全教職員が共通理解の下、習慣的に職員会議（場合によっては学年会議、生徒指導の会議、ケース会議など）において情報を共有し、いじめや虐待の有無、経済的な理由など、表面化しにくい問題の早期発見、早期対応にあたっています。文部科学省のホームページでは、学校における教育相談体制づくりのひとつとして、スクリーニングが紹介されています。



スクリーニング活用ガイド

Q-7

新たな不登校の要因として、どのようなものが考えられますか。

A-7

- (1) **ジェンダーやセクシュアリティの悩みを抱えた児童生徒**は、友達や教職員、親を含む保護者等、誰にも相談できずに悩みを自分一人で抱え込み、自己否定してしまうこと等が考えられます。児童生徒の不安や悩みを受け止めるために、性の多様性について教職員の理解を促進することが大切です。多様性を認め合う人権教育を推進していくために、徳島県教育委員会では、「性の多様性を理解するために－教職員用ハンドブック－」を作成していますので、御活用ください。



性の多様性を理解するために
－教職員用ハンドブック－

Column

これまで学校現場において、多数派である異性愛者を前提とし、性別に違和感を持つ人はいないという認識で、様々な教育が行われてきました。それは、多様な性を生きている児童生徒、教職員、家族、地域の人たちにとって、自らの存在が無視されたものでした。ジェンダーやセクシュアリティは、その人の在り方そのものであり、それを無視されたり、いじめられたり、からかわれたりすることは、あってはなりません。誰もが自分自身のジェンダーやセクシュアリティに自信を持ち、誇りをもって生きていけるように教職員として理解と支援をお願いします。

- (2) **ネット依存やゲーム障害の傾向にある児童生徒**は、スマートフォンなどの情報端末を安心・安全・効果的に利用できる能力を身に付けることが大切です。徳島県教育委員会が作成したスマートフォン等の適正な利用に関するホームページを御活用ください。



スマートフォン等の安全で安心な利用のために

- (3) **虐待は児童生徒に対する最も重大な人権侵害**です。児童生徒の命に関わる問題であり、決して許されることではありません。虐待を見逃さず、未然に防ぐためには、学校全体で児童生徒の変化に気付き、行動していくことが児童生徒や保護者を救うことにつながります。徳島県教育委員会が作成した社会教育における人権教育資料(X)「なくそう！児童虐待」、同(VI)「考えよう子どもの人権防ごう子どもへの虐待」を御活用ください。



社会教育における
人権教育資料

(4)「ヤングケアラー」とは、法令上の定義はなく、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもとされており、誰もがなりうる時代にあることを教職員が認識しておくことが大切です。内閣府の「子供・若者白書」において、ヤングケアラーに対する支援について記載されていますので、御覧ください。



第2節 困難な状況ごとの取組
5(2)ヤングケアラーに対する支援

Q-8

「さりげなく」とは、どのようなことを指していますか。

A-8

学校への登校を直接的に伝えるのではなく、例えば「学校にある桜の木が満開で綺麗だよ」と間接的に学校をイメージできる内容を雑談に盛り込むことを指しています。

Q-9

タブレットを活用した支援の具体例について教えてください。

A-9

徳島県教育委員会では、GIGAスクール構想で整備された、ICT環境を利用した不登校児童生徒の支援について、活用事例集を作成しています。その内容は心のサポートとして「コミュニケーションツールとしての活用」や「健康管理ツールとしての活用」、学びのサポートとして「教室の様子を配信」や「Webドリル教材の活用」の具体的な取組等を記載していますので、参考にしてください。



活用事例集 (GIGAスクール推進)

Q-10

「焦らない」とは、どのようなことを指していますか。

A-10

再登校の時期は、本人なりに目的を持ち活動しはじめようとしませんが、具体的な動きに達するまで時間がかかってしまいます。一見無意味に見える行動であっても、否定したり非難したり焦らせたりせず、本人のことを信頼して見守ることが大切となります。また、状況に応じて、進路や学習、就職などの情報を具体的に提供し、現実的なやりとりが穏やかにできるよう支援することも重要となります。さらに、本人が不登校について振り返る時には、本人にとって不登校が意味あることであったと、受け入れられるような支援も必要となります。

Q-11

連続で欠席した児童生徒への対応について教えてください。

A-11

連続欠席が3日間になり、正当な事由がない場合は、担任・養護教諭等がチェックし、管理職へ報告します。また、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができない場合は、学校は設置者に報告を行うことになっています。いずれの段階にあっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で児童生徒本人と会い、状況の確認が必要となります。(平成27年3月31日付け通知26文科初第1479号)

〈 先生方へのメッセージ 〉

本冊子は、徳島県いじめ問題等対策審議会[※]における委員の皆様からの御意見や御提言を頂きながら、改訂版として作成しました。

本県の次世代を担う児童生徒に正面から向き合い、時には寄り添いながら頑張っている教職員の皆様に、審議会からメッセージを頂いています。

【 徳島県いじめ問題等対策審議会からのメッセージ 】

「おとなは、だれも、はじめは子どもだった。しかし、そのことを忘れずにいるおとなは、いくらもない。」(サン=テクジュペリ)。私たち大人も、かつては大なり小なり学校に行きたくない気持ちになったことがあったはずだ。「学校に行く意味って何だろう」「どうして勉強をしなければいけないのか」…、不登校の子どもたちは、そんな根源的な問いに直面し苦悩しているのかもしれない。

そんなとき、教師は、その問いを子どもとともに本気で考え、共感的な関係を築くことで、その子どもが学校・勉強の意味を捉えなおし「自分らしく豊かに生きる」方向性を見出すようになっていくのではないだろうか。

※ 徳島県いじめ問題等対策審議会は、いじめ防止対策推進法に基づき平成26年4月に徳島県教育委員会の附属機関として設置されました。設置目的は、「地域におけるいじめ防止等のための対策」「県立学校における重大事態に係る事実関係」「児童及び生徒のいじめをはじめとする生徒指導上における課題」について、調査・審議を行うこととしています。



〈 参考資料 〉

- 1 不登校の解決に向けて - 観察ポイントとチェックリスト -
 - 「不登校の兆し」発見チェックリスト
 - 「きみのこと おしえて」・「君のこと教えて」シート
- 2 教育相談の総合的なプラットフォーム
- 3 専門家との連携・協働による学校支援
- 4 徳島県内の相談機関

1 不登校の解決に向けて - 観察ポイントとチェックリスト -

不登校の未然防止には、児童生徒一人一人をきめ細かく観察することが必要であり、不登校のサインを見逃さないよう、「不登校の兆しを発見」チェックリストや「君のこと教えて」シートを活用して、早期に適切な対応を取ることが大切です。

(1) 日頃の観察ポイント → 「不登校の兆しを発見」チェックリストへ

表情、姿勢、態度、服装、髪形・爪、準備物、携行品、遅刻、早退、欠席、欠課、言葉、書字・絵、その他

(2) 時間帯ごとの観察ポイント → 「不登校の兆しを発見」チェックリストへ

ア 登校してくる様子を観察しよう

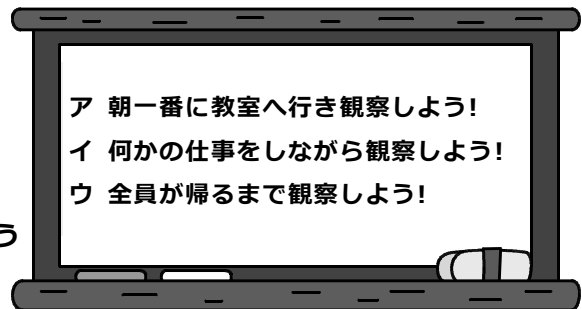
- ・誰と一っしょにきているのか、ひとりできているのか。
- ・とても早く来ているのか、遅れかけで来ているのか。
- ・快活な様子なのか、元気がないのか、怒っているのか、泣いているのかなど。

イ 休み時間や昼休みに、観察しよう

- ・誰といるのか、ひとりなのか。
- ・何をしているのか。
- ・誰と仲がよさそうなのか。
- ・どんなグループがあるのか。

ウ 放課後、帰るまでの様子を観察しよう

- ・誰と帰るのか。ひとりなのか。
- ・どんな様子なのか。寂しそう？
- ・帰りたくなさそうなのか。・・・虐待の可能性



(3) ミニ教育相談の実施 → 「きみのこと おしえて」「君のこと教えて」シートへ

ア 定期的に短時間で実施しよう

イ スクールカウンセラー、担任、生徒指導担当等で情報共有しよう


ウ 「きみのこと おしえて」「君のこと教えて」シートを活用しよう

- ・数値の低いところについて、会話を進める。
- ・どうなりたいのか、どうしてほしいのか、元気づけながら。

(4) いじめのアンケート、発達障がいチェックシート^{*}、学力検査等も参考に！

※通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする子どものチェックシート

(5) 養護教諭、生徒指導主事・主任、その他の教職員からも情報収集！

重要 あいまいな理由で3日休んだら、すぐ対応する！  Q-11(P.14)

ア 学年や学校でチームによるケース会議を持とう。

イ 保護者から話を聞こう。

ウ 周辺からも情報収集して、これからどう動くか話し合おう。

「不登校の兆し発見」チェックリスト

- ★ 学級の児童生徒について、月2回程度実施。その後、時系列で保管。
- ★ わずかで微妙な変化に気づくために日頃の観察が大事。

| | |
|--|---|
| 観察日 (年 月 日) 観察者氏名 () | |
| 欠席者 | 遅刻・早退者 欠課者 |
| 〈観点〉 | 観察欄ポイント (該当する児童生徒氏名) P.19参照 |
| 表情 | |
| 姿勢 | |
| 態度 | |
| 服装 | |
| 髪形・爪 | |
| 準備物 | |
| 携行品 | |
| 書字・絵 | |
| その他 | |
| <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; width: 100%;"> <p style="font-size: small; margin: 0;">観察欄に名前があがっている児童生徒について、さらに情報収集しよう。</p> </div> | 〈情報欄〉 養護教諭からの情報 (保健室によく来る児童生徒氏名等) |
| | 生徒指導主事・主任からの情報 |
| | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の教職員等からの情報 |

名前があがっている児童生徒について、さらに観察し、個別に話を聴く機会をつくること!

「不登校の兆し発見」チェックリスト

〈観察及び情報収集の具体的なポイント（例）〉

- ★ 学級の児童生徒について、月2回程度実施。その後、時系列で保管。
- ★ わずかで微妙な変化に気づくために日頃の観察が大事。

| 〈観点〉 | 観察欄の具体的なポイント(例) |
|-------|---|
| 表情 | 無表情, 不安感, 暗い, 硬い, 視線が合わない, 視線をそらす, 外をぼんやり見ている, 周囲が笑っていても笑わない |
| 姿勢 | 机にうつぶせることが多い, 身体を揺らしている, ぎこちない歩き方, 身体を歪めて座る, 上半身はきちんとしているが足は動いている |
| 態度 | ため息, 集団活動や集会を嫌う, 人に気づかれないようににらむ, 待てない, 舌打ちする, 行事を嫌がる, 無理に人に合わせる, ぎこちなさがある |
| 服装 | だらしない, きちんと着ているようでどこかバランスが悪い, 清潔感がない, 人目を引く格好をしている, あまりにもきちんとしすぎている |
| 髪形・爪 | 爪: 切りつめている, 血がにじむほどに切る, 噛む, 変形, 美しすぎる, 髪: 髪で顔を隠している, 整えていない, 洗髪をしていないようである, 感覚過敏の可能性, ネグレクトの可能性 |
| 準備物 | ほぼ忘れる, 机の上には何も無い, 宿題をしてこない, 持っていて出さない |
| 携行品 | 刃物などの危険物所持, こだわりのある独特のものを所持 |
| 書字・絵 | 書字: 読みづらいほどに筆圧が弱く薄い字, 几帳面すぎる書き方 絵: 暗い, 薄い, バランスが悪い, デフォルメや歪んだ形にする, 暗い色調, 不安な感じ, 不気味な感じ, 息が詰まるような細かい描き方 |
| その他 | 食べ物の好き嫌い, 一人ポツンという, 部活動を休む・辞める, 職員室によく来る, こだわり方, こだわっているもの, 感覚過敏の可能性, 休み時間, 昼食後, 放課後, グループ活動, 作業での様子 エネルギーの消耗状態, 友人・家族との関係悪化, 教室で居辛い, 友人がいない |
| 〈情報欄〉 | 情報収集のポイント(例) |
| | 養護教諭からの情報（保健室によく来る児童生徒氏名等） ・身体測定, 検診, 来室状況など ・養護教諭は評価しないので, 悩みやトラブルについて話しやすい。 |
| | 生徒指導主事・主任からの情報 ・交通立哨, 校内巡視等で見える児童生徒の様子 ・補導や地域の情報から, 把握している家庭の様子等 |
| | スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカー, その他の教職員等からの情報 ・部活動での様子 ・教科の授業の様子（特定の教科を休みがちになる, 移動や実習を嫌う等） |

名前があがっている児童生徒について、さらに観察し、個別に話を聴く機会をつくること!

「きみのこと おしえて」・「君のこと教えて」シート

このシートは、主として児童生徒の不登校や問題行動の予防・未然防止のために作成しています。使い方については、次のとおり記していますので、学級や学校の状況に応じて活用してください。

1 アンケートとして使う場合

学級等でのアンケートとして用い、児童生徒の思いや悩みを把握し、それを踏まえてそれぞれに応じた支援を行うとともに、学級全体の様子を把握し学級経営の指針とする。

留意点

- (1) 「困っている」に○をつけている子については、個別に対応する。
「よかったら話を聴きたいんだけど・・・」と話を聴く。
- (2) ○印の不自然なつけ方や投げやりなつけ方をしている子は、観察・情報収集をして、必要があれば個別に対応する。
- (3) すぐに対応するために、ひと月に一度くらいの割合で実施するとよい。
- (4) 必要に応じ、学年主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、他学級・他学年の教職員と連携を図り、指導に当たる。
- (5) 小学校低学年の場合は教職員が説明を加えながら読みあげて実施するとよい。

2 面談や面接に使う場合

各項目について、具体的に問いかけながら話を進める。自分からは言い出せない、気づいてほしいと思っている子もいるので、話すきっかけとなる。

また、全校一斉面接（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを核として、管理職や養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター等で、チームを組んで実施するとよい）や面談を実施する場合に話を焦点化でき、短時間で実施できる利点がある。保健室で養護教諭による相談にも使える。予防だけでなく、不登校や問題行動の児童生徒と話すときにも使える。

留意点

- (1) 「ふつう」、「うまくいっている」と答えたとしても表情や態度を観察し、悩みや苦しみを察知することに努める。
- (2) 「生活」のところは、睡眠・排便等について聞く。不調の徴候は睡眠・排便に表れることが多い
- (3) 「うまくいっている」ところについても、最低一つは具体的に聞き、本人の自信や自尊感情につなげる。
- (4) 小学校低学年の児童には、絵を描いたりゲームをしたりしながら質問していくとよい。

※ **発達障がい**の傾向がうかがえる場合は、「**チェックシート(改訂徳島版)**」の「**チェックシートⅢつまずきチェックシート【小・中・高校生用】**」で**チェック**するとよい。





 **Q-5(P.12)**

じっしび ()
実施日 ()
ねん 年 がつ 月 にち 日)

「きみのこと おしえて」シート 【小学生用】

ねん 年 ぐみ 組 なまえ 名前 ()

☆ つぎのことについて、あてはまるところに○をつけてね。

| | こまっている | ふつう | うまくいっている |
|----------------|--|--|--|
| とも 友だちのこと |  () |  () |  () |
| せんせい 先生のこと |  () |  () |  () |
| べんきょう 勉強のこと |  () |  () |  () |
| かぞく 家族のこと |  () |  () |  () |
| せいかつ 生活のこと |  () |  () |  () |

その他、^た気^きになることがあつたら^か書いてね。

実施日（ 年 月 日 ）

「君のこと教えて」シート 【中学生用】

年 組 名前（ ）

☆ 次のことについて、あてはまるところに○をつけてください。



とても
困っている



困
っている



ふ
つ
う

な
ま
ま
ま
ま
ま

な
ま
ま
ま
ま
ま

- | | | | | | | | | | |
|----------|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|
| 学級のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 友だちのこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 先生のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 勉強・進路のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 部活動のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 家族のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 身体のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 生活のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |

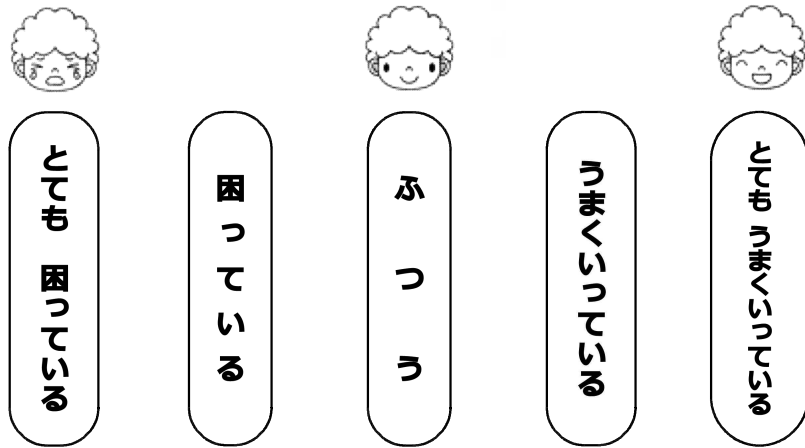
その他、気になることがあったら書いてください。

実施日（ 年 月 日 ）

「君のこと教えて」シート 【高校生用】

年 組 名前（ ）

☆ 次のことについて、あてはまるところに○をつけてください。

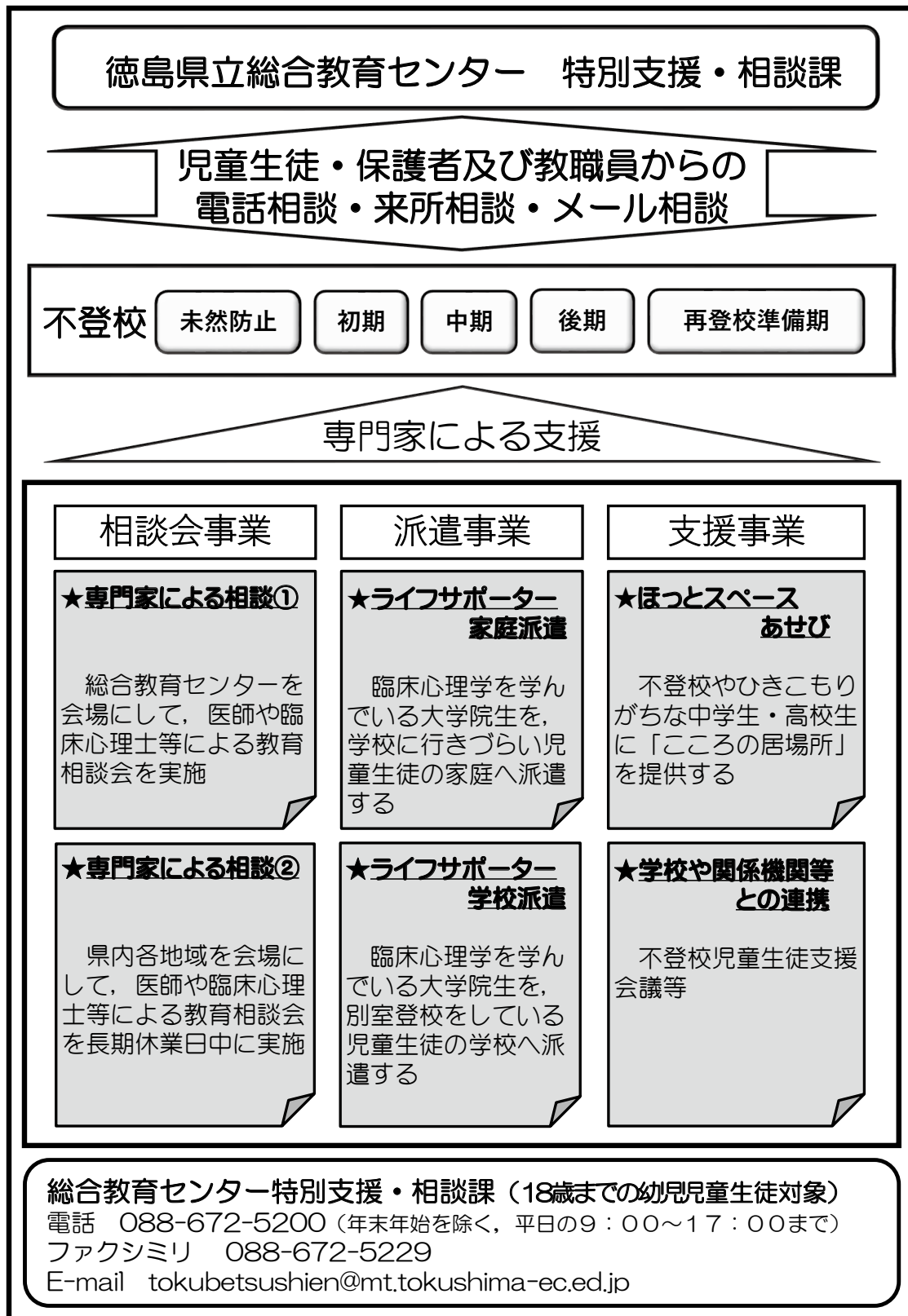


- | | | | | | | | | | |
|----------|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|
| 学級のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 友だちのこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 先生のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 勉強・進路のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 部活動のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 家族のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 身体のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 生活のこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |

その他、気になることがあったら書いてください。

2 教育相談の総合的なプラットフォーム

徳島県立総合教育センターでは、児童生徒・保護者・教職員等から不登校についての相談（電話・来所・メール・各種相談会等）や派遣事業、支援事業を行っています。



3 専門家との連携・協働による学校支援

徳島県教育委員会人権教育課では、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーの活用や「いのちと心の授業」の実施、学校問題解決支援チームの派遣などを行っています。

スクールカウンセラー（SC）の活用

心理の専門家であるスクールカウンセラーを学校等へ派遣し、いじめや不登校等、児童生徒の諸課題の未然防止や解決に向け、児童生徒、保護者、教職員に対する相談活動を実施します。また、校内研修、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織においても、積極的に活用してください。

拠点校配置

- 主として中学校・県立学校等へ配置
小学校での相談は、校区の拠点校中学校へ
- 教育支援センター（適応指導教室）に配置・派遣

県立学校等派遣

- 県立学校等からの要請に応じて派遣

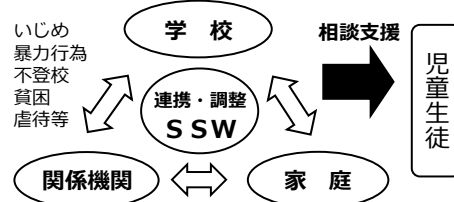
緊急支援派遣

- 自然災害や重大事故の発生時等、緊急に支援を必要とする際に派遣

スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に配置し、所管の小・中学校の児童生徒や保護者への相談支援活動を実施します。

生徒指導上の諸課題に対して、児童生徒が置かれた環境への働き掛けや関係機関等との連携を通して、問題を抱える児童生徒の支援を行います。



スクールロイヤー（SL）活用

いじめ問題をはじめとして、生徒指導上の諸課題への対応に苦慮する問題が増加していることを踏まえ、法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面から児童生徒に対するいじめ予防授業や教職員への指導・助言を行います。

- 【対象】
公立学校児童生徒・教職員

- 【事業内容】
- ① 法的側面からのいじめ予防教育【授業】
 - ② 法令に基づく対応の徹底【研修】
 - ③ 学校における法的相談への対応【相談】

いのちと心の授業

助産師や獣医師、臨床心理士等、外部人材との交流や体験活動を通じて、命の尊さや心の健康について学び、自己の生き方について考えを深め、将来にわたって自己の生命を守り育てることができる児童生徒の育成を目的として実施します。

いのちの授業

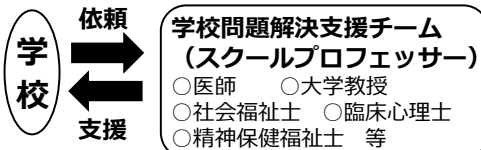
- 【講師】
助産師、看護師、獣医師 等
- 【対象】
公立学校児童生徒
- 【テーマの例】
- ・「生命誕生の奇跡」
 - ・「自他の生命を大切に」
 - ・「思春期の性」 等

心の授業

- 【講師】
臨床心理士、公認心理師、大学教授等
- 【対象】
公立学校児童生徒・教職員
- 【テーマの例】
- ・「SOSの出し方・受け止め方」
 - ・「ストレスとその対処法」
 - ・「ネット依存・ゲーム障害」 等

学校問題解決支援チーム派遣事業

学校だけでは解決が困難な事例に対応するためより高度で専門的な知識を有する医師、大学教授、社会福祉士、臨床心理士等の専門家(スクールプロフェッサー)を派遣し、指導や助言を行います。



〈問合せ先〉

徳島県教育委員会人権教育課 いじめ問題等対策室
電話 088-621-3138 (3143)

4 徳島県内の相談機関

教育に関する相談

- ◎ 徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課
〒779-0108 板野郡板野町犬伏字東谷1-7
電話 (088) 672-5200 ファクシミリ (088) 672-5229
平日の9:00～17:00 来所相談は要予約
メール相談可 E-mail:tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp
- ◎ 24時間子供SOSダイヤル なやみいおう
電話 0120 - 0 - 78310

生徒指導全般に関する相談

- ◎ 徳島県教育委員会 人権教育課 いじめ問題等対策室
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 (088) 621-3138 ファクシミリ (088) 621-2885
平日の9:00～17:00 来所相談は要予約
メール相談可 E-mail:jinkenkyouikuka@pref.tokushima.jp

発育や子育てに関する相談

- ◎ 徳島県中央こども女性相談センター 児童相談担当
〒770-0942 徳島市昭和町5-5-1
電話 (088) 622-2205 ファクシミリ (088) 622-0534
平日の8:30～17:00 来所相談は要予約
- ◎ 徳島県南部こども女性相談センター 児童相談担当
〒774-0011 阿南市領家町野神3-1-9
電話 (0884) 22-7130 ファクシミリ (0884) 22-6404
平日の8:30～17:15 来所相談は要予約
- ◎ 徳島県西部こども女性相談センター 児童相談担当
〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連2-3番地
電話 (0883) 53-3110 ファクシミリ (0883) 53-9110
平日の8:30～17:15 来所相談は要予約

非行・更生・保護・心理などに関する相談

- ◎ 徳島県警察少年サポートセンター
〒770-8510 徳島市万代町2丁目5番地の1 (徳島県警察本部)
相談電話 ヤングテレフォン (088) 625-8900
平日の8:30～17:15
いじめホットライン (088) 623-7324
24時間受付 (夜間, 休日は当直員による対応)
休日相談 サンデー親子相談室 (上記相談電話にて要予約)
毎月第1日曜日 (1月は変更あり) の10:00～16:00
- ◎ 徳島地方法務局
〒770-8512 徳島市徳島町城内6-6
電話 (0570) 003-110 (みんなの人権110番)
電話 (0120) 007-110 (子どもの人権110番) (無料)
平日の8:30～17:15

- ◎ 徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）
〒770-0816 徳島市助任本町5丁目40番
電話（088）652-4115
平日の8:30～17:00 来所相談は予約不要（予約が望ましい）

- ◎ 徳島保護観察所
〒770-0851 徳島市徳島町城内6番地6（徳島地方合同庁舎）
電話（088）622-4359,9236（保護観察対象者）
電話（088）622-4368（犯罪被害者等専用）
ファクシミリ（088）655-2654
平日の8:30～17:00

ひきこもり, こころの悩みに関する相談

- ◎ 徳島県精神保健福祉センター
〒770-0855 徳島市新蔵町3-80
電話（088）602-8911
平日の9:00～16:00 面接相談は要予約
思春期精神保健相談（専門医による） 毎週木曜日の午後

発達障がいに関する相談

- ◎ 徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ
〒773-0015 小松島市中田町新開2-2
電話（0885）34-9001
面接相談は電話で予約
《相談対応時間》月～金(祝日・年末年始を除く)の8:30～17:15
- ◎ 徳島県発達障がい者総合支援センター アイリス
〒771-2106 美馬市美馬町字大宮西100-4
電話（0883）63-5211
面接相談は電話で予約
《相談対応時間》月～金(祝日・年末年始を除く)の8:30～17:15

職業的自立に関する相談

- ◎ とくしま地域若者サポートステーション（運営：(公社)徳島県労働者福祉協議会）
〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目7-1 徳島駅前171ビル1階
電話（088）602-0553 ファクシミリ（088）625-3530
月～金の10:00～18:00 土の10:00～17:00
- ◎ あわ地域若者サポートステーション（運営：(公社)徳島県労働者福祉協議会）
〒771-1402 阿波市吉野町西条字大内18-1 吉野中央公民館2F
電話（088）637-7553 ファクシミリ（088）696-2510
月～金の10:00～18:00 第3土10:00～17:00

福祉全般に関する相談

- ◎ 各市福祉事務所及び町村（福祉担当）

子ども・家庭に関する相談

◎ こども家庭支援センターひかり

〒771-0131 徳島市川内町大松 8 3 7 番地 1
電話 (088) 666-2211 ファクシミリ (088) 666-2266
E-mail:jidohome@md.pikara.ne.jp
12/31～1/1をのぞく毎日9:00～19:00
面接は要予約 (電話, メールは常時受付), 無料

県内大学の相談機関

◎ 鳴門教育大学 心理・教育相談室

〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島 7 4 8
電話 (088) 687-6622
鳴門教育大学 地域連携センター 1 階
電話予約の上, 面接相談 《受付》平日の10:00～17:00

◎ 徳島文理大学 臨床心理相談室

〒770-8514 徳島市山城町西浜傍示 1 8 0
電話 (088) 622-0072
E-mail:sodan@tokushima.bunri-u.ac.jp
徳島文理大学 9号館 1 1階
電話予約, またはメール予約の上, 面接相談
《受付》平日の9:00～17:00

◎ 徳島大学大学院創成科学研究科 臨床心理相談室

〒770-8502 徳島市南常三島町 1 丁目 1 番地 徳島大学
電話 (088) 656-9849
電話予約の上, 面接相談 完全予約制《予約受付》平日の13:30～16:00

県内の医療関係機関

◎ 一般社団法人 徳島県医師会「子どものこころの電話」

〒770-8565 徳島市幸町 3 丁目 6 1 番地 県医師会館内
電話 (088) 657-0556
平日の10:00～16:00
電話での相談のみ対応

◎ 徳島大学病院 子と親のこころ診療室

〒770-8503 徳島市蔵本町 2 丁目 5 0 - 1
電話 (088) 633-7132
徳島大学病院小児科外来
電話予約の上, 相談 《受付》平日の15:00～17:00

- ◎ 徳島大学病院 精神科 神経科
〒770-8503 徳島市蔵本町2丁目50-1
外来 電話 (088) 633-7128
水曜日と木曜日に児童思春期外来

- ◎ 徳島赤十字病院 小児科外来
〒773-8502 小松島市小松島町字井利ノ口103番地
電話 (0885) 32-2555
電話で予約 平日の9:00～17:00

- ◎ 徳島市民病院 小児科
〒770-0812 徳島市北常三島町2丁目34番地
電話 (088) 622-5121

その他

- ◎ とくしま 子ども・若者支援機関マップ
徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課若者・青少年育成担当
電話 (088) 621-2176 ファクシミリ (088) 621-2843
E-mail: ikusei@mail.pref.tokushima.jp



- ◎ 内閣官房 孤独・孤立対策（国の相談機関）
・次のチャットボットから検索

| | |
|--|--|
| <p>あなたのための支援があります</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid white; border-radius: 10px; padding: 2px;">制度・窓口を探す</p> <p style="font-size: small;">あなたはひとりじゃない 内閣官房 孤独・孤立対策担当室</p> | <p style="text-align: center;">18歳以下のみなさんへ</p> <p style="font-size: x-small;">悩みを相談できる窓口をご紹介します</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px;">探してみる</p> <p style="font-size: x-small;">あなたはひとりじゃない 内閣官房 孤独・孤立対策担当室</p> |
|--|--|



・孤独・孤立で悩まれている方へ ～相談先一覧～

〈 参考文献 〉

- 「続 上手な登校刺激の与え方」小澤美代子 (2006) ほんの森出版
- 「カウンセリングの知と心」山下一夫 (1994) 日本評論社
- 「解決のための面接技法」イス・ム・バーグ 他, 玉眞慎子(1998) 金剛出版
- 「全訂・生徒指導読本」葛西真記子他 (1999) 教育開発研究所
- 「生徒指導と心の教育 入門編」葛西真記子他 (2000) 培風館
- 「マカカウンセリング実践シリーズ 第4巻 つなぎ育てるカウンセリング：多文化教育臨床の基礎」葛西真記子他 (2007) 川島書店
- 「生徒指導提要」文部科学省(2010)
- 「^{インクビティエー プラス}L G B T Q + の児童・生徒・学生への支援」葛西真記子 (2019) 誠信書房
- 「やさしくバゲート 不登校への標準対応」小澤美代子 (2021)ほんの森出版
- 「教育臨床の視点に立った生徒指導」阿形恒秀(2021)学事出版